

役員報酬等に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人大立福祉会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退職金、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員、顧問及び評議員選任・解任委員をいう。

第2章 報 酬 等

(報 酬)

第 3 条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、下記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額として次のとおり日当を支給する。

・理事、監事、評議員、顧問、評議員選任・解任委員

1日 4時間以内 5,000円

1日 4時間以上 10,000円

3 1項に該当しない監事が理事会、評議員会に出席した日以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務を行ったときは、8,000円に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額として日当を支給する。

4 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

(報酬の支払方法)

第 4 条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第 5 条 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

(1) 第 3 条 1 項の役員等については、交通費届によって申し込まれた金額に出勤日に乗じた金額を毎月 10 日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし交通費届の申し出のないものについては、領収書等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

(2) 第 3 条 2 項の役員等については、領収書等の支払いの証明ができるものをもって、その都度現金にて支払いを行う。

2 役員等において、施設の職を兼務する者には、第 1 項は適用しない。

(費用弁償)

第 6 条 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第 3 章 出張旅費

(出張旅費)

第 7 条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕・朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1 日あたり 5,000 円を支給する。

5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

第 8 条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

- 第 9 条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。
- 2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第 4 章 退任慰労金

(金額の算定)

- 第 10 条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。
- (1) 理事長
在任期間 1 年につき 10,000 円
 - (2) 理事、監事
在任期間 1 年につき 5,000 円
 - (3) 評議員
在任期間 1 年につき 3,000 円
- 2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1 年に満たない端数月は 6 か月以上のときは切り上げ、6 か月未満のときは切り捨てるものとする。

(支給の方法)

- 第 11 条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(控 除)

- 第 12 条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

第 5 章 慶 弔

(受章祝金)

- 第 13 条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、沖縄県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表 1 に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第14条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表1に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第15条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表1に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第16条 役員等が死亡したときは、別表2の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第17条 役員等の親族等が死亡したときは、別表3に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第6章 雑 則

(改 正)

第18条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人大立福社会理事会の議決を経なければならない。

附則

1. この規程は平成28年12月17日制定、平成29年1月1日より施行する。これに伴い、費用弁償規程は廃止する。
2. この規程は、評議員選任・解任委員会の創設に伴い一部を改正し、平成29年4月1日より施行する。

役員等報酬表

号 俸	支 給 基 準 額
1号俸	月額 50,000円
2号俸	月額 100,000円
3号俸	月額 150,000円
4号俸	月額 200,000円
5号俸	月額 250,000円
6号俸	月額 300,000円
7号俸	月額 350,000円
8号俸	月額 400,000円
9号俸	月額 450,000円
10号俸	月額 500,000円
11号俸	月額 550,000円
12号俸	月額 600,000円
13号俸	月額 650,000円
14号俸	月額 700,000円
15号俸	月額 750,000円
16号俸	月額 800,000円
17号俸	月額 850,000円
18号俸	月額 900,000円
19号俸	月額 950,000円
20号俸	月額 1,000,000円

別表1 祝金及び見舞金

区 分	支給基準額	備 考
受章祝金	ア. 沖縄県知事、厚生労働大臣 表彰受章のとき 20,000 円 イ. 国の褒章制度による 褒章受章のとき 30,000 円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000 円以上 30,000 円以内	
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000 円 イ. 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 30,000 円	
災害見舞金	被害の程度により 10,000 円以上 50,000 円以内	

別表2 弔慰金

対象者	支給基準額	備 考
理事長	50,000 円	弔電・生花
副理事長	30,000 円	
その他の役員等	10,000 円	

別表3 香華料

対象者	支給基準額	備 考
配偶者	10,000 円	弔電・生花
父母	5,000 円	
配偶者の父母、義父母	5,000 円	
子	10,000 円	
祖父母	5,000 円	弔電
兄弟	5,000 円	